

添付書類一覧(医療法人社団用)

※「(写しの場合は理事長の原本証明が必要)」と記載されているものは副本も忘れずに原本証明をお願いします。

① 役員の実任の場合(役員変更届の変更理由欄は「実任」)

- ・役員実任を承認した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)
(理事長の実任の場合)

上記に加えて、

- ・理事長実任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

② 役員を新たに選任する場合(役員変更届の変更理由欄は「就任」)

- ・役員を選任した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)
- ・新たに就任した役員の実任承諾書(実印を押印)
- ・新たに就任した役員の実任履歴書(実印を押印)
- ・新たに就任した役員の実任証明書
(理事長の選任の場合)

上記に加えて、

- ・理事長選任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)
- ・理事長の医師(歯科医師)免許証の写し(保健所で原本照合したもの)

※役員実任承諾書は理事長就任の実任承諾書のみで可(理事就任の実任承諾書は不要)

③ 現在理事になっている方が理事長になる場合(役員変更届の変更理由欄は「就任」)

- ・理事長選任を承認した理事会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)
- ・新たに就任した理事長の実任承諾書(実印を押印)
- ・新たに就任した理事長の実任履歴書(実印を押印)
- ・新たに就任した理事長の実任証明書
- ・理事長の医師(歯科医師)免許証の写し(保健所で原本照合したもの)

④ 役員の辞任の場合(役員変更届の変更理由欄は「退任」)

・辞任届もしくは辞任を承認した社員総会議事録(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

⑤ 役員の死亡の場合(役員変更届の変更理由欄は「退任」)

・除籍謄(抄)本等、死亡を証明する書類(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

⑥ 役員の改姓、住所変更の場合(役員変更届の変更理由欄は「改姓」・「住所変更」)

・改姓の場合は戸籍抄本等、住所変更の場合は住民票等、その事実を確認できる書類(写しの場合は理事長の原本証明が必要)

なお、変更事由が複数ある場合、記載例を参照の通り役員変更届に記載すること。各々の変更事由に必要な書類を添付すること。

例) 役員の重任と住所変更を同時に届け出る場合は上記の「①」と「⑥」の添付書類をつけて届出